

令和 2 年 3 月 4 日

会員各位

一般社団法人愛知県自動車整備振興会

サポカー補助金の申請受付開始について（サポカー補助金関連）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、国土交通省及び経済産業省、次世代自動車振興センターの各ホームページにおいて、サポカー補助金の申請受付を 3 月 9 日から開始する旨の発表が下記のとおりありましたので、お知らせいたします。

なお、補助金の交付対象となる取扱事業者になるためには、認定手続きが必要となりますので、下記URLよりご確認ください。

記

■国土交通省ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000335.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000335.html)

■経済産業省ホームページ

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200303005/20200303005.html>

■一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ

<http://www.cev-pc.or.jp/support-car/support-car.html>

■後付け装置取扱事業者認定申請手続きについて

<http://www.cev-pc.or.jp/support-car/atoduke-souchi.html#no02>

以上



経済産業省 同時発表

令和 2 年 3 月 3 日  
自動車局技術政策課

## サポカー補助金の申請受付を 3 月 9 日に開始します ～高齢運転者による安全運転サポート車の購入等を補助します～

65 歳以上の高齢運転者による衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された安全運転サポート車の購入等を補助する「サポカー補助金」の申請受付を、3 月 9 日より開始します。

これに先立って、補助の対象となる車種・装置、申請に必要なとなる書面等の概要をとりまとめましたので、公表いたします。

### 1. サポカー補助金の申請受付開始について

申請受付開始日: 令和 2 年 3 月 9 日(月)

### 2. 補助の対象となる車種・装置、必要書面等について

#### (1) 車両購入補助事業

##### ① 補助対象車種及び対象時期

###### イ) 新車

- 対象となる車種・グレード

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk7\\_000030.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk7_000030.html)

- 対象期間

令和元年 12 月 23 日以降(※)に新車新規登録(登録車)又は新車新規検査届出(軽自動車)された自動車

※同日以降に補助対象に追加された車種については、追加された日以降から対象になります。

###### ロ) 中古車

- 対象となる車種・グレード

令和 2 年 3 月 6 日に公表予定です

- 対象期間

令和 2 年 3 月 9 日以降に中古車として登録(登録車)又は検査証交付(軽自動車)された自動車

##### ② 補助対象者

令和元年度中に満 65 歳以上となる高齢運転者<sup>(\*)</sup>が対象となります。

##### ③ 申請に必要な書面等

申請にあたって必要となる書面は以下のとおりです。

- ・ 申請書
- ・ 申請者本人の運転免許証の写し
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 車両を購入したことが分かる書類(領収書の写しなど)
- ・ 補助金振込先金融機関の通帳の写し
- ・ その他センターが定めるもの

## (2)後付け装置(※)導入補助事業

※後付けの「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」

### ① 補助対象装置

- ・ 対象となる装置

[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000329.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000329.html)

### ② 補助対象者

- ・ 令和元年度中に満 65 歳以上となる高齢運転者<sup>(\*)</sup>に後付け装置を販売する者であって、「後付け装置取扱事業者」として認定を受けた者が対象となります。(高齢運転者は、後付け装置の設置に要する費用から補助金分が控除された額を支払うこととなります)
- ・ 「後付け装置取扱事業者」については、令和 2 年 3 月 6 日に公表予定です。
- ・ 令和 2 年 3 月 9 日以降に販売・取付された後付け装置が対象です。

### ③ 申請に必要な書面等

申請にあたって必要となる書面は以下のとおりです。

- ・ 申請書
- ・ 後付け装置を設置しようとする高齢運転者本人の運転免許証の写し
- ・ 自動車検査証の写し
- ・ 代金支払い完了の書類(※ただし、補助金分が後付け装置の設置に要する費用から控除されていることが確認できるもの)
- ・ その他センターが定めるもの

(\*) 事業用自動車については、令和元年度中に満 65 歳以上となる高齢運転者を雇用する事業者。

## 3. 留意事項

- ・ サポカー補助金の概要は、補助事業執行団体である(一社)次世代自動車振興センターのホームページにおいて公表しています。
- ・ 交付申請書の様式は、上記ホームページにおいて令和 2 年 3 月 6 日に公表予定です。
- ・ 事業用自動車については、1事業者につき雇用する満 65 歳以上の高齢運転者の人数を超える数の車両または後付け装置の補助の交付は受けられません。

- ・ 中古車について、対象車種に該当しても「衝突被害軽減ブレーキ」「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」の機能を備えていない車両は補助の対象外となります。
- ・ 後付け装置について、認定を受けた取扱事業者以外が取付を行ったものは補助の対象外となります。
- ・ 申請総額が予算額を超過次第、募集を終了しますので御了承ください。

#### 4. 参考資料

- ・ サポカー補助金の概要など  
(一社)次世代自動車振興センター サポカー補助金に関するホームページ  
<http://www.cev-pc.or.jp/support-car/support-car.html>
- ・ サポカー補助金の対象となる車種・グレード等について(令和元年 12 月 23 日)  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000329.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000329.html)
- ・ 補正予算案に「サポカー補助金」が盛り込まれました(令和元年 12 月 13 日)  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000325.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000325.html)
- ・ 後付け急発進等抑制装置の先行個別認定結果を公表します～後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置の認定～【国土交通省】  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07\\_hh\\_000328.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html)

##### 【問い合わせ先】

(事業用自動車について)

国土交通省 自動車局 技術政策課 玉屋、伊堂寺、八田  
代表:03-5253-8111(内線 42254)、FAX:03-5253-1639

(自家用自動車について)

経済産業省 製造産業局 自動車課 眞柳、小林  
代表:03-3501-1511(内線 3875)、FAX:03-3501-6691

(交付申請書の様式等について)

(一社)次世代自動車振興センター サポカー普及促進部  
電話:03-3527-9618、03-3527-9669(FAX)